

 県 章		三 重 県 公 報		平成24年10月19日（金） 号 外	
目 次					
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)		
	条 例				
52	三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例	(法 務 ・ 文 書 課)	4		
53	三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例	(食 品 安 全 課)	13		
54	三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例	(獣 害 対 策 課)	14		
55	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	16		
56	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	17		
57	三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例	(障 が い 福 祉 課)	18		
58	三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(地 域 福 祉 国 保 課)	20		
59	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	21		
60	三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	22		
61	公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例	(同)	23		

公布された条例のあらまし**◎ 三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 52 号）**

- 1 県の条例の一斉点検・見直しにより、存続させる必要のなくなった条例を廃止するとともに、関係条例の規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例（条例第 53 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令等による食品衛生法施行令等の一部改正に鑑み、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例（条例第 54 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正等に鑑み、指定猟法禁止区域等の区域内に知事が設置する標識の寸法を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）

- 1 職員が東日本大震災に対処するため警戒区域等において作業に従事した場合の危険作業手当について、区分及び額の上限を改正することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県立草の実りハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例（条例第 57 号）

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正等に鑑み、関係規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日（一部平成 26 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に鑑み、調整交付金の配分割合等について改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）

- 1 松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域及び三雲都市計画区域が松阪都市計画区域に変更されたことに伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）

- 1 定例会の会期の見直しに伴い、定例会の招集回数を毎年 1 回とすることとしました。
- 2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の定例会の招集回数は、1 の規定にかかわらず、年 2 回とすることとしました。
- 3 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十二号

三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

目次

- 第一章 防災対策部関係（第一条―第三条）
- 第二章 総務部関係（第四条―第八条）
- 第三章 健康福祉部関係（第九条―第二十条）
- 第四章 環境生活部関係（第二十一条・第二十二条）
- 第五章 農林水産部関係（第二十三条・第二十四条）
- 第六章 雇用経済部関係（第二十五条―第二十七条）
- 第七章 県土整備部関係（第二十八条―第三十三条）
- 第八章 企業庁関係（第三十四条・第三十五条）
- 第九章 教育委員会関係（第三十六条―第四十条）
- 第十章 人事委員会関係（第四十一条・第四十二条）
- 第十一章 公安委員会関係（第四十三条）

附則

第一章 防災対策部関係

（三重県災害対策本部に関する条例の一部改正）

第一条 三重県災害対策本部に関する条例（昭和三十七年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

（災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正）

第二条 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和三十七年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（三重県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正）

第三条 三重県石油コンビナート等防災本部条例（昭和三十七年三重県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第八項」を「第二十八条第九項」に改める。

第二章 総務部関係

（日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除および出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例等の廃止）

第四条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除および出納長等の賠償の責任

に基く債務の免除に関する条例（昭和二十七年三重県条例第十七号）

一 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の特例を定める条例（平成元年三重県条例第一号）

三 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年三重県条例第二十七号）

（県吏員職員退職諸給与支給条例の一部改正）

第五条 県吏員職員退職諸給与支給条例（昭和九年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「第五十一条の二第一項」を「第三十一条第一項」に、「規定ニ依り国家公務員等共済組合法」を「規定ニ依ル国家公務員共済組合法」に改める。

（三重県財政状況の公表に関する条例の一部改正）

第六条 三重県財政状況の公表に関する条例（昭和二十三年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「明かに」を「明らかに」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「明かに」を「明らかに」に改める。

第四条第一項中「登載してこれを」を「登載するとともに、インターネットの利用その他の方法により」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

（三重県特別会計条例の一部改正）

第七条 三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三重県林業改善資金貸付事業特別会計の項中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

（三重県手数料条例の一部改正）

第八条 三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第三十三号の項を次のように改める。

三十三	削除		
-----	----	--	--

別表第一 第四百四十二号の項を次のように改める。

百四十二	削除		
------	----	--	--

別表第一 第四百四十八号の項中「（薬事法第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証を含む。）の書換え交付」を「の書換え交付（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）による改

正前の薬事法施行令（以下「旧令」という。）第四十五条第一項の規定による薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証の書換え交付を含む。）」に改め、同表第百四十九号の項中「（薬事法第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証を含む。）の再交付」を「の再交付（旧令第四十六条第一項の規定による旧法第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証の再交付を含む。）」に改め、同表第百六十四号の項中「又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）」を削り、同表第百八十号の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

別表第十八第四号の項中「財団法人社会福祉振興・試験センター」を「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」に改め、同表第十四号の項中「社団法人三重県建築士事務所協会」を「一般社団法人三重県建築士事務所協会」に改める。

第三章 健康福祉部関係

（三重県准看護師試験委員条例の一部改正）

第九条 三重県准看護師試験委員条例（昭和二十七年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「以下」を「。以下」に、「に基づく」を「の規定に基づく」に改める。

（三重県魚介類行商営業条例の一部改正）

第十条 三重県魚介類行商営業条例（昭和二十七年三重県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「かん詰」を「缶詰」に、「びん詰」を「瓶詰」に改める。

第四条第一項中「第三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「見易い」を「見やすい」に、「はりつけて」を「貼り付けて」に改め、同条第三項中「ちよう付して」を「貼り付けて」に改める。

第十条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

一 死亡したとき（この場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者が知事に届け出ること。）。

第十二条第二項中「あたえては」を「与えては」に改める。

（三重県衛生関係試験委員設置条例の一部改正）

第十一条 三重県衛生関係試験委員設置条例（昭和四十二年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（三重県青少年健全育成条例の一部改正）

第十二条 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第十七条の二第四項中「第五十六条」を「第四十三条」に改める。

第二十五条第二項中「きかないで」を「聴かないで」に改める。

(三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例の一部改正)

第十二条 三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例(平成五年三重県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

(三重県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第十四条 三重県公衆浴場法施行条例(平成七年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号カ中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

(三重県感染症診査協議会条例の一部改正)

第十五条 三重県感染症診査協議会条例(平成十一年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し及び同条中「召集」を「招集」に改める。

(三重県社会福祉審議会条例の一部改正)

第十六条 三重県社会福祉審議会条例(平成十二年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「社会福祉審議会令(昭和三十八年政令第二百四十八号)」を「社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)」に改める。

第二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第七条第一項中「第十一条第三項」を「第十一条第一項」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

(理容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部改正)

第十七条 理容師等の衛生上必要な措置に関する条例(平成十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第四条第十二号中「ふた付き」を「蓋付き」に改める。

(美容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部改正)

第十八条 美容師等の衛生上必要な措置に関する条例(平成十二年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第四条第十二号中「ふた付き」を「蓋付き」に改める。

(三重県環境衛生適正化審議会条例の一部改正)

第十九条 三重県環境衛生適正化審議会条例(平成十二年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県生活衛生適正化審議会条例

(三重県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正)

第二十条 三重県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年三重県条例第五十四号)

の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「換える」を「代える」に改める。

第四章 環境生活部関係

(三重県消費生活条例の一部改正)

第二十一条 三重県消費生活条例（平成七年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中「第十一条第七項、第十二条第七項及び第二十一条第三項」を「第十三条第七項、第十四条第七項及び第二十四条第三項」に改める。

(三重県生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第二十二條 三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第二号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第五章 農林水産部関係

(酪農振興法第二十一条の規定に基づく生乳取引契約に係る紛争当事者等として出頭した者に対する費用弁償支給条例の一部改正)

第二十三条 酪農振興法第二十一条の規定に基づく生乳取引契約に係る紛争当事者等として出頭した者に対する費用弁償支給条例（昭和四十一年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

第二条中「職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第六条に規定する行政職給料表四級の職務にある」を「一般職に属する」に改める。

(三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第二十四条 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和六十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則別表を削る。

別表中国営青蓮寺土地改良事業の項及び国営宮川用水土地改良事業の項を削る。

第六章 雇用経済部関係

(三重県技能習得資金貸付条例の廃止)

第二十五条 三重県技能習得資金貸付条例（昭和四十三年三重県条例第二十七号）は、廃止する。

(三重県中小企業調停審議会設置条例の一部改正)

第二十六条 三重県中小企業調停審議会設置条例（昭和三十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第八十一条第二項」を「第八十一条」に、「基き」を「基づき」に改める。

(三重県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第二十七条 三重県職業能力開発審議会条例（昭和四十四年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

第七章 県土整備部関係

(建築士法第十条の規定に基づく参考人に対する費用弁償支給条例の一部改正)

第二十八条 建築士法第十条の規定に基づく参考人に対する費用弁償支給条例(昭和二十五年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「第十条」を削り、「に基づく」を「による」に改める。

第一条中「第十条第二項」を「第十条第三項(同法第二十六条第四項において準用する場合を含む。)」に改め、「知事の招請により」を削る。

第二条を次のように改める。

(費用弁償)

第二条 参考人の費用弁償の額は、一般職に属する県職員の旅費相当額とする。

(三重県建築審査会条例の一部改正)

第二十九条 三重県建築審査会条例(昭和二十五年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「。以下「法」という。」第八十三条の規定に基づく」を「)第八十三条の規定に基づき、」に、「に関しては、この条例の定めるところによる」を「の組織、議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条中「委員」を「、委員」に改める。

第三条中「会長」を「、会長」に改める。

第四条第一項中「委員」を「、委員」に改め、同条第二項中「出席委員」を「、出席委員」に改め、同条第三項中「会長」を「、会長」に改める。

第五条から第七条までを次のように改める。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

(幹事及び書記)

第六条 審査会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、県職員のうちから知事の承認を得て会長が任命する。

3 幹事は会長の指揮を受け事務を処理し、書記は上司の命を受け庶務に従事する。

(審査会への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

第八条から第十条までを削る。

(建設業法第三十二条に基づく参考人に対する費用弁償支給条例の一部改正)

第三十条 建設業法第三十二条に基づく参考人に対する費用弁償支給条例(昭和三十一年三重県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「に基づく」を「の規定に基づく」に改める。

第二条中「鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とし、その額は行政職給料表四級の職務にある県職員相当の旅費額」を「一般職に属する県職員の旅費相当額」に改める。

(三重県港湾施設管理条例の一部改正)

第三十一条 三重県港湾施設管理条例（昭和四十八年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の認可を受けた」を「に協議し、同意を得た」に、「並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定により指定された同法第八条第一項第九号に掲げる臨港地区及び法第三十八条第一項の規定により指定された」を「、同条第八項の規定により国土交通大臣に届け出た港湾区域及び法第三十八条第一項の規定により指定された臨港地区並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第九号に掲げる」に改める。

（三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部改正）

第三十二条 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例（平成十二年三重県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

第五条第二項中「法第十八条第三項の規定による許可」を「使用等の許可」に改める。

（三重県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

第三十三条 三重県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年三重県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 占用等の許可を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水若しくは土地の占用又は土石等の採取をすることができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があり、その額を変更した場合において、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるとき。

第八章 企業庁関係

（三重県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第三十四条 三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二第八項」に改める。

第八条の見出し中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条中「負担付き」を「負担付き」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九条第三項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（三重県水道供給条例の一部改正）

第三十五条 三重県水道供給条例（昭和四十三年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「水道料金」を「給水に係る料金（以下「料金」という。）」に改める。

第九章 教育委員会関係

（市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例の一部改正）

第三十六条 市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例（昭和二十八年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十八条もしくは」を「附則第二条若しくは」に、「規定により」を「規定による」に、「または」を「又は」に、「第五十一条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第一号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第二項中「および」を「及び」に、「第三十八条」を「附則第二条」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

(公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三十七条 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十年三重県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に改める。

(三重県立特別支援学校条例の一部改正)

第三十八条 三重県立特別支援学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(入学定員)」に改め、同条中「収容定員」を「前条第一号の幼稚園及び同条第二号の高等部(同条第三号の高等部専攻科を含む。次条において「幼稚園及び高等部」という。)の入学定員」に改める。

(三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例の一部改正)

第三十九条 三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例(平成十四年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校(中等教育学校の後期課程及び高等専門学校を含む。)」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校」に改める。

(三重県高等学校等修学奨学基金条例の一部改正)

第四十条 三重県高等学校等修学奨学基金条例(平成十七年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校等」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校」に改める。

第十章 人事委員会関係

(三重県人事委員会設置条例の一部改正)

第四十一条 三重県人事委員会設置条例(昭和二十六年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年十二月法律第二百六十一号」を「昭和二十五年法律第二百六十一号」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条中「但し」を「ただし」に改める。

(三重県人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償についての条例の一部改正)

第四十二条 三重県人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償についての条例(昭和二十六年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年十二月法律第二百六十一号」第八条第五項」を「昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条第六項」に改める。

第十一章 公安委員会関係

(三重県警察関係手数料条例の一部改正)

第四十三条 三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「同項第二十五号」を「同項第二十六号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第四条の規定による廃止前の日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除および出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。
- 3 第四条の規定による廃止前の昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の特例を定める条例の規定により休日等とされた日については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 4 第四条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基く債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基く債務の免除については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十三号

三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第二条 食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デュープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例
をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十四号

三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等の区域内に知事が設置する標識の寸法を定めるものとする。

(標識の寸法)

第二条 前条の指定猟法禁止区域等の区域内に知事が設置する標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

区 分	寸 法
一 法第十五条第一項の指定 猟法禁止区域及び法第三十 五条第一項の特定猟具使用 制限区域の区域内に設置す る標識	制札 一辺の長さ 三十センチメートル以上
一 法第二十八条第一項の鳥 獣保護区、法第二十九条第 一項の特別保護地区及び法 第三十五条第一項の特定猟 具使用禁止区域の区域内に 設置する標識	標柱 太さ 一辺の長さ 九センチメートル以上 地上部分の長さ 二百センチメートル以上 制札 長さ 三十六センチメートル以上 幅 四十五センチメートル以上
二 法第三十四条第一項の休 猟区の区域内に設置する標 識	標柱 太さ 一辺の長さ 九センチメートル以上 地上部分の長さ 百二十センチメートル以上 制札 一辺の長さ 三十センチメートル以上
四 省令第三十六条の特別保	制札

護指定区域の区域内に設置 する標識	長さ 七十センチメートル以上 幅 九十センチメートル以上
----------------------	---------------------------------

備考 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「作業」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

附則第六項中「六千六百円」を「四万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十六号

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共的施設のうち、」の下に「特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第九号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十三号の特定公園施設をいう。）その他の」を加える。

第二十一条第一項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十七号

三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

(三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第一条 三重県立草の実リハビリテーションセンター条例（昭和三十九年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部改正)

第四条 三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「センター」の下に「（以下「総合福祉センター」という。）」を加える。

第二条中「三重県身体障害者総合福祉センター」を「総合福祉センター」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「以下「支援法」」を「第十八条第二号において「障害者総合支援法」」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「法」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「三重県障害者相談支援センターを除く三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）」を「総合福祉センター」に改める。

第四条第一号中「のうち総合福祉センターに係るもの」を削る。

第十八条第二号中「第二条第二号」を「第二条第一号」に、「支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第三号中「第二条第六号」を「第二条第五号」に改める。

別表第二中「第二条第四号」を「第二条第三号」に改める。

第五条 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第六条 旅館業法施行条例（昭和六十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七条 旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正）

第八条 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会条例（平成十八年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「置き、その組織及び運営に関しては、法及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）」、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる」を「置く」に改める。

第三条第三項を次のように改める。

3 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者五人をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十八号

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年三重県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の七」を「百分の九」に改める。

第三条第四項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第五項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附則に次の二項を加える。

10 平成二十四年度における第二条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十八号。次項において「改正法」という。)附則第三条第三項に規定する額とする。

11 平成二十五年度における第二条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて準用する改正法附則第三条第三項に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の三重県国民健康保険調整交付金から適用する。

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十九号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成十四年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、三雲都市計画区域」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十号

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会定例会の招集回数に関する条例（昭和三十一年三重県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「毎年二回」を「毎年一回」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

- 2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の三重県議会定例会は、前項の規定にかかわらず、年一回これを招集する。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十一号

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「同法第百九条第五項、第百九条の二第五項及び第百十条第五項」を「同法第百九条第五項、第百九条の二第五項、第百十条第五項及び第百十五条の二第一項」に、「同法第百九条第六項、第百九条の二第五項及び第百十条第五項」を「同法第百九条第六項、第百九条の二第五項、第百十条第五項及び第百十五条の二第二項」に、「同法第二百五十一条第六項」を「同法第二百五十一条の二第九項」に改め、本則第一号中「よつて」を「よつて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
